

長野県中小企業融資制度のご案内

新設

信州創生推進資金 (成長支援向け)

融資条件	貸付限度額	貸付対象者ア 設備資金・運転資金の合計で5,000万円 貸付対象者イ 設備資金2億8,000万円 運転資金5,000万円
	金利	貸付対象者ア 年1.7% 貸付対象者イ 年1.2%
	貸付期間	設備資金 10年 (据置3年以内) 運転資金 10年 (据置1年以内)
	貸付対象者	ア モニタリング強化型特別保証制度を利用し、認定経営革新等支援機関(以下、「支援機関」という)との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出する者 イ アに該当し、かつ、売上高10億円突破支援プロジェクト(以下、「PJ」という)における「成長志向企業宣言」を策定し、県に提出している者
	信用保証料	貸付対象者ア 0.475%以内 (事業者選択型制度を利用の場合は0.925%以内) 貸付対象者イ 自己負担なし (事業者選択型制度を利用の場合は、0.45%以内)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付対象者アは県制度融資の保証料補給のある資金に限り借換可能 ※ 貸付対象者イは借換資金の利用不可 ・ 県、市町村のあっせんを要しないスピーディー資金 ・ PJに関する詳細は県公式HPをご覧ください。 <p>https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/chusho/10okutoppashien.html</p>	



PJ詳細ページ

よくあるお問合せ



モニタリング強化型特別保証制度を利用する際に
申込者は何を実施するのか？

以下の3点を行う必要があります。

① 貸付実行日の属する事業年度から5事業年度（以下「モニタリング期間」という。）において、中小企業者と支援機関は月次で財務状況や資金繰り状況等を把握する。（把握方法は月次管理表の内容を参照）

② モニタリング期間中、経営状況の変化※を察知した場合、中小企業者と支援機関は連携し、「経営状況の変化に関する報告書」を作成し、金融機関及び（金融機関を経由して）保証協会に本報告書を提出し、中小企業者、支援機関、金融機関及び保証協会の4者で認識を共有する。

※今後6か月以内に資金不足が懸念されるとき。

又は上記に該当しないが、経営状況の変化に関する報告を行うことが必要と判断したとき。

③ モニタリング期間中、中小企業者と支援機関は年に1回、「モニタリング強化型特別保証制度モニタリング報告書」を作成する。また、中小企業者は金融機関及び（金融機関を経由して）保証協会に本報告書を提出する。



申込金融機関が認定経営革新等支援機関となる
場合はどのような制約がありますか。

申込人の金融機関からの総借入金残高のうち、申込金融機関におけるプロパー融資※¹残高の割合が5割以上※²である必要があります。

※¹ 保証協会の保証を付さない融資。部分保証分は対象外。極度貸付は極度額により判断する。

※² プロパー融資残高：「申込人資格要件申告書兼誓約書」記入時点の申込金融機関単独の残高。

総借入金残高：「誓約書」記入日より概ね1か月以内に借入金残高や極度額が確認可能な残高証明書等により確認した残高。

なお、申込金融機関以外（例、税理士、会計士等）が、認定経営革新等支援機関の場合、上記制約はありません。